

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 6 年 5 月 31 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 00 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 30 分
出 席 者	藤川 貴雄 豊島 保夫 安井 智子 栗津 明 南谷 清司 後藤 徹	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍 聴 者		
説 明 の た め に 出 席 し た 者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	・ 6 月 定 例 会 に つ い て	

【開会＝午前 10 時 00 分】

藤川委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
本日の審議事項は、お手元に配付した通りであります。
まず、6月定例会についての協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願いますが、その前に局長から説明願います。

議会事務局長

事務局からお願いがあります。追加議案書については執行部の説明終了後、回収をさせていただきますので、メモ等は別紙にてお願いします。

藤川委員長

それでは市長提出案件について執行部から説明をお願いします。副市長お願いいたします。

副市長

それでは、令和6年6月4日開会の第3回羽島市議会定例会において、審議をお願いする付議案件について説明させていただきます。付議する案件の内訳は、令和5年度予算繰越報告2件、専決処分の報告2件、条例の一部改正2件、規約の変更1件、令和6年度補正予算1件、動産の取得1件、非核平和都市宣言1件、以上10件です。

それでは順次説明させていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。「報第4号令和5年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」です。

4ページから5ページまでの12事業につきまして、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に6ページをお願いします。「報第5号令和5年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」です。

7ページに掲載してあります1事業について、令和6年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、8ページをお願いします。「報第6号専決処分の報告について」です。

市が行った給食費に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、給食費請求の訴えを提起いたしました。このことについて9ページの通り専決処分により決めましたので、報告するものでございます。

請求金額は38万3,660円で、請求の内容は平成30年度から令和4年度までの未払給食費の支払いを求めるものです。

次に 10 ページをお願いいたします。「報第 7 号専決処分の報告について」です。

先ほどの「報第 6 号」と同様に専決処分により定めましたので、報告するものでございます。

請求金額は、26 万 9,030 円で、請求の内容は令和 2 年度から令和 4 年度までの未払給食費の支払いを求めるものでございます。

次に 12 ページをお願いいたします。「議第 41 号羽島市税条例の一部を改正する条例について」です。

公益信託に関する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としては、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び水利地益税の減免について、現行では申請期限が「納期限前 7 日まで」となっていますが、これを「納期限まで」に変更するものです。

また、市民税、固定資産税、特別土地保有税及び水利地益税の減免について、市長が減免事由のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合には、申請書の提出を不要とするものでございます。これは主に大規模災害発生時等を想定しているものです。

その他、法改正に合わせ、引用条項のずれの改正等、所要の規定の整備を行うものです。この条例は、それぞれに定める日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 23 ページをお願いします。「議第 42 号羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士及び保育従事者の職員配置基準について、それぞれ見直しを行うものです。

なお、羽島市には今回の条例改正に係る施設はございません。この条例は、公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 27 ページをお願いいたします。「議第 43 号岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について」です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、同連合の処理する事務を変更し、及び同連合規約の一部を

改正するため、議会の議決を求めるものです。

改正内容としては、法の施行に伴い、後期高齢者に係る「被保険者証」及び「資格証明書」が令和6年12月2日以降発行されなくなり、これに代わって、「資格確認書」が発行されることとなります。これに伴いまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合が処理する事務の内、規約において関係市町村が行う事務として規定されている「被保険者証及び資格証明書の引渡し」を「資格確認書等の引渡し」へ、「被保険者証及び資格証明書の返還の受付」を「資格確認書等の返還の受付」にそれぞれ改めるものです。

この規約は令和6年12月2日から施行するものです。

次に29ページをお願いします。「議第44号令和6年度羽島市一般会計補正予算（第2号）」についてです。

歳入歳出予算の総額に393万8,000円を追加し、総額を252億5,261万3,000円とするものです。

補正内容は道場施設管理費で、柔剣道道場2階にエアコンを設置するものです。財源は市債等を充てるものです。

また、併せて地方債の補正をお願いするものです。

次に36ページをお願いします。「議第45号動産の取得について」です。

小型動力ポンプ普通積載車2台を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的は消防団車両の更新、取得の方法は指名競争入札、取得の金額は2,566万2,898円で、取得の相手方は岐阜市須賀3丁目1番22号アンシンク株式会社です。

次に37ページをお願いします。「議第46号羽島市非核平和都市宣言について」です。

近年の国際情勢を踏まえ、市制施行70周年という節目の年に、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現を誓い、市民の平和意識の高揚と、市の平和に対する姿勢を形として残すため「非核平和都市」を宣言するものです。

以上、今定例会においてご審議をお願いする付議議案について、その概略を説明しました。

なお、議第44号につきましては、議会初日での議決をお願いしたいと思っております。

初日に議決をいただきましたなら、引き続き追加案件として、補正予算に係る議案を提出させていただきますので、よろしくお願いします。

藤川委員長	ありがとうございました。ただいまの説明に対して、何かありますか。 (意見なし)
藤川委員長	それでは続いて、初日４日の追加議案について、引き続き執行部から説明を願ってもよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤川委員長	それでは説明願います。
副市長	それでは、議会初日に追加で提出させていただきます議案について、その概略を説明します。 現時点での原案としての議案書をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。 追加議案書の３ページをお願いします。「議第４７号令和６年度 羽島市一般会計補正予算（第３号）」についてです。 歳入歳出予算の総額に３億４,３０９万９,０００円を追加し、総額を２５５億９,５７１万２,０００円とするものです。 補正内容は、児童手当費及び予防接種事業等です。財源としては、国庫負担金及び基金繰入金等を充てるものです。 以上、追加提出をお願いしたい議案について、その概略を説明しました。
藤川委員長	ただいまの説明に対し何かございますか。
豊島委員	追加議案の方で１点お尋ねしますが、４４号が初日に議決をしたら追加議案ですが、この追加議案が、ちょっと申し訳ない今見ただけですのお聞きするんですが、これ時間差の関係で、同時には出せないという。
副市長	最初に提出いたしました柔剣道道場のエアコンについては、納期がこの夏、間に合わないというか時間がかかるというようなことで、初日に議決をお願いすれば、何とかこの夏乗り切れるかなというような状況で初日に議決をお願いするものでございまして、通常のものにつきましては最終日に議決をいただければということになっておりますので、時間差があるという状況で分けて議案を提出させていただいております。

豊島委員	理解いたしました。
南谷清司委員	今の柔剣道道場のエアコンですけど、使用料は受益者負担で、普通エアコンを入れると1時間いくらか、プラスアルファが発生するんですけど使用料条例ってなんかあったんでしたっけ。
副市長	今後、武道場とか国体運動場とかいろいろありますので、一応この夏を実証実験みたいな形で入れて、どういった効果があるかということを考えたいと思ひまして、一応使用料まで含めないという状況で考えております。
南谷清司委員	ということは将来的には電気代、エアコン使用料として受益者負担で条例改正するかもしれないということですね。
副市長	はい。
藤川委員長	他にご意見等ございますか。
	(意見なし)
藤川委員長	それでは、ここで執行部は退席いただいて結構です。ご苦労さまでございました。
	(執行部退席)
藤川委員長	では、お手元の追加議案書については回収をいたしますので、議会運営委員会が閉会しましたら机の上に残しておいてください。
	それでは次に請願について、局長説明を願います。
議会事務局長	請願文書表をご覧ください。昨日までに受理した請願は4件でございます。 請第1号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める国への意見書提出の請願」紹介議員豊島保夫、請願者羽島市正木町不破一色 379 新日本婦人の会羽島支部支部長柴田典子、付託委員会民生文教委員会でございます。 請第2号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」紹介議員花村隆、請願者羽島市正木町不破一色 379 はしま・笠松・岐南ピースウォーク実行委員会

	代表者柴田典子、付託委員会総務委員会でございます。 請第3号「現行の健康保険証の存続を求める請願」紹介議員花村隆、請願者羽島市正木町坂丸5-52羽島社会保障推進協議会会長佐野隆史、付託委員会民生文教委員会でございます。 請第4号「健康保険証の存続を求める国への意見書提出の請願」紹介議員川柳雅裕、請願者岐阜市鶴舞町2-6-7岐阜県退職者連合会長武田康郎、付託委員会民生文教委員会でございます。 以上が昨日までに受理した請願でございます。請願は初日に紹介を行った後、請願文書表の通り各常任委員会へ付託をお願いしたいと思います。 なお、今回の請願については国へ意見書を提出することを求めていますので、採択された場合、最終日に議員発議にて上程します。その際には、議会運営委員会での取り扱いを協議しますので、よろしくお願いいたします。
藤川委員長	次に陳情・要望について、局長、説明をお願いします。
議会事務局長	昨日までに受け付けました陳情・要望は2件です。 陳情第5号「带状疱疹ワクチン接種の助成制度創設を求める陳情」及び陳情第6号「ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情」であります。 この陳情の扱いについては従来通り、写しをタブレットに格納し、配布するというようお願いしたいと思います。
藤川委員長	次に議案の付託先について、局長、説明をお願いします。
議会事務局長	先ほど、副市長から説明がありました通り、当初に付議されます案件は、令和5年度予算繰越報告2件、専決処分報告2件、条例の一部改正2件、規約の変更1件、令和6年度補正予算1件、動産の取得1件、都市宣言1件の計10件であります。 こちらも、先ほど副市長から説明がありました通り、補正予算に関する1件については、6月4日の開会日に採決までお願いすることになります。 その後、補正予算関係議案の議第47号が追加提案されますので、追加議案提出後の議案数は11件。 付議される案件の内、報第4号、報第5号、報第6号、報第7号及び議第44号の5件は、委員会付託を省略します

	ので、議案の付託は総務委員会 2 件、追加議案 1 件の合計 3 件、民生文教委員会 3 件、産業建設委員会 0 件で合計 6 件になります。
藤川委員長	局長から説明のあった通り付託してよろしいですか。 (異議なし)
藤川委員長	次に、会期日程について、局長、説明をお願いします。
議会事務局長	会期は 6 月 4 日から 6 月 28 日までの 25 日間。日程については、初日 4 日は議長から諸般の報告を行い、続いて市長提出案件の説明後、議第 44 号については質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきます。 その後、補正予算関係議案が提出された場合は、日程に追加し、議案の説明を願い、初日は散会となります。 5 日から 13 日までは休会。5 日に議案の詳細説明を求めることとし、14 日は一般質問、15 日と 16 日は休会、17 日と 18 日は一般質問、19 日は休会、20 日は議案質疑、委員会付託、本会議終了後議員間討議をお願いしたいと思います。21 日は総務委員会、22 日と 23 日は休会、24 日は民生文教委員会、25 日は産業建設委員会への付託案件がありませんので休会、26 日と 27 日は休会とし、最終日 6 月 28 日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。 議員間討議につきましては、6 月 20 日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定を 6 月 5 日の議案詳細説明後に行っていただきますので、よろしくお願いします。 代表質問につきましては、配布させていただきました表の順になります。 6 月定例会は、①自民清和会②自民クラブ③元気・羽島クラブ④公明党⑤正統派クラブ⑥日本維新の会⑦日本共産党羽島市議団の順となりますので、よろしくお願いいたします。
藤川委員長	局長から説明のあった通り進めてよろしいですか。 (異議なし)
藤川委員長	では、そのように取り扱うことといたします。

	次に、6月定例会について、議長からの協議事項ありますので、議長、よろしくお願いします。
野口議長	答弁等の際、執行部への議長の指名についてなんですが、現在は、職名と氏名両方で発言の許可を出しておりますが、執行部において、カスハラ対応の方針が出されている関係で、議会としてもその方針を尊重して、発言許可の指名は職名のみで行いたいと思います。 また、ライブ中継や録画配信の画像テロップについても同様に職名のみの表示をしていきたいと考えておりますので、これらについてご協議願います。
藤川委員長	ただいまの協議事項について、何かご意見等ございますか。ただいま議長からありましたのは議長の指名の仕方、議場での指名の仕方についてです。
南谷清司委員	答弁は個人じゃなくて職が答えているので、職名だけで十分だと思っています。
藤川委員長	他にご意見等ございますか。 (意見なし)
藤川委員長	それでは、議長から諮られました通り、職名での指名ということにご異議はございませんか。 (異議なし)
藤川委員長	ではそのように、議長に進行をお願いするということに決しました。それではその他、何かございますか。
議会事務局長	一般質問の通告についてですが、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時までに提出いただくことになっていますが、3月定例会に引き続き、メール等のデータでの提出に極力ご協力いただくようお願いします。 なお、紙での提出も可能ですのでよろしくお願いします。 もう一点、質疑等の連絡期限についてですが、議案質疑や委員会での質疑の連絡期限について、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前までとし、20日の議案質疑は2日前の18日火曜日まで、21日の総務委員会は19日水曜日まで、24日の民生文教委員会は20日木曜日までとなりま

	すのでよろしくお願いします。
南谷清司委員	今の一般質問の要旨の通告って、メールだけでもいいってことですか。 （「紙で持って行き、くじを引いて、後でメールで送る」と呼ぶものあり）
南谷清司委員	紙が正本でメールはあくまで参考資料という、それで構いませんけど、そういう扱いなんですね。そうすると要するに私が朝メールで送っておけばそれでいいかなと思ったけど、議会が終わってから出さなきゃいけないということなのね。
議会事務局長	提出いただきますのは議案終了後になりまして、その提出いただいた際に発言の順番を決めるくじを引いていただきますので、紙でお願いします。
藤川委員長	他に何かございますか。 （意見なし）
藤川委員長	議長何かございますか。 （意見なし）
藤川委員長	副議長ございますか。 （意見なし）
豊島委員	会派を代表といいますか、会派でみえる方はいいんですが、議会運営委員会に所属されてない方には、委員長か事務局から、例えば今の通告とかの再度確認とかを、きちんとしておいていただきたいと思います、議員に対して。
藤川委員長	事務局から連絡をお願いいたします。それではこれで議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。 【閉会＝午前 10 時 30 分】

